

# ビルマ連邦社会主義共和国憲法

村  
田  
克  
巳

## 序 ビルマの二段革命

### 一 国家の称号について

(1) ビルマ「連邦」の問題

(2) 社会主義共和国について

### 二 ビルマ社会主義

(1) ビルマ社会主義計画党

(2) ビルマ社会主義計画党の哲学

(3) 社会主義へのビルマ方式—革命委員会の政策宣言—

### 三 ビルマ社会主義憲法の基本的諸原則

### 四 国家構造

### 五 国民の基本的権利と義務

## 序 ビルマの二段革命

ビルマは第二次大戦後、イギリスの植民地支配から解放され、一九四七年八月十五日に英連邦内の自治領として独立した。一九四七年十月十七日ビルマ仮政府とイギリス政府との間の条約（アウン・サンーアトリー協定）に基づいて「ビルマ連邦共和国」という名称のもとに政治的に独立し、主権独立国家として承認されることになった。ウェストミンスター国会が決定した「ビルマ独立法」の発効日である一九四八年一月四日に英連邦の自治領の地位をすべて共和国として完全独立を果たした。共和国の基本法たる憲法は、一九四七年九月二十四日制憲議会において審議決定され、「ビルマ連邦共和国憲法」として一九四八年四月十五日施行された。<sup>(1)</sup>

ビルマの政治はこの憲法のもとに十四年間運営されてきた。然し一九六一年三月一日ビルマ国軍最高司令官ネ・ウイン将軍のクーデターによりビルマ連邦共和国憲法は廃止される運命を辿った。ビルマ国軍の軍人達による「ビルマ連邦革命委員会」は十二年間の軍部の政治支配を経て一九七四年一月三日「ビルマ連邦社会主義共和国憲法」を発効させ、軍人政治に終止符をうち形式的にかもしれないが文民政治へと変貌した。

さきの「ビルマ連邦共和国憲法」は西欧モデルの議会制民主主義の憲法であった。それが廃止されて十二年後に制定公布された憲法はソ連型の「ビルマ連邦社会主義共和国憲法」である。マルクス主義的政治理論を借りるならばその推移はいわばブルジョア憲法からプロレタリア憲法への発展と見ることができる。それは、ビルマの独立という民族解放運動により達成されたブルジョア革命が社会主義革命に発展したと見ることができよう。それは一九一七年のロシア革命の一阶段革命を思わせる。一九一九年レーニンが主導したコミニテルンの指導の下に一九二二年コミニテルン日本支部＝日本共産党が結成された。そしてロシア革命をモデルにした一七年テーベが日本共産党の運動綱領として与えられた。その後、日

本の情勢に即した三二一年テーベがコミニンテルンの承認を得て採用された。この政治テーベの解釈をめぐって対立論争が生じた。いわゆる日本資本主義論争である。来るべき革命を「プロレタリア革命」・「社会主義革命」・「一段階革命」としてとらえる「労農派」に対し、当面する革命を「社会主義への強行的転化」の傾向をもつ「ブルジョア民主主義革命」・「二段階革命」としてとらえるのが共産党および講座派であった。この講座派の二段階革命の理論を思い出させる。<sup>(2)</sup>

ビルマは二段革命を行つてゐるようと思える。社会主義の祖国といわれるロシア革命のパターンをモデルにしているかのようだ。重要な違いは革命の担い手がボルシェヴィキー・共産党であったのに対し、ビルマの社会主義革命の牽引力であり指導力となつたのは「ビルマ社会主義計画党」であったことである。ビルマ共産党ではなかつたのである。むしろ共産党はネ・ウイン将軍によつて討伐されている。ビルマ社会主義計画党はビルマ連邦唯一の政党であり、他の政党の存在は許されない。一党独裁という点はソヴィエトがモデルのようにも考えられる。

国家構造においてビルマの場合、最高国家機関の人民議会から国家評議会が選出され国政の最高指導にあたる。ソヴィエトの場合、ソ連邦最高会議からソ連邦最高会議幹部会を選出しソ連邦最高指導部を形成しているのと相似している。

このようなソ連モデルが多く見受けられる社会主義国家であるにも拘らず、ビルマ連邦は、ソ連圏共産国家群に属せず、西欧自由諸国群の仲間でもなく、非同盟中立主義をかかげていわゆる第三世界に属している。ビルマの社会主義についても、或は仏教社会主義とかパゴダ社会主義、非マルクス主義社会主義であるといった批評が加えられている。第二次大戦後コミニンテルンの一枚岩の統制がはずれ、ユーロスラビヤのコミニンフォルムからの除名があり、中ソ論争があり、アジア、アフリカに社会主義を標榜する国家にイスラム社会主義を呼称するような国家が生まれたりして、社会主義建設の多様化が行われている。必ずしもマルクス主義的社会主義の方法によらない社会主義が続出している。

社会主義の自立化の中でビルマ連邦社会主義共和国はどのような方法で、どのような社会主義を実現しようとしている

のか興味のあるといふのである。

「ビルマ社会主義の特質は国家の基本法である憲法に規定されたる筈である。「ビルマ連邦社会主義共和国憲法」（以下、七四年憲法と略称する）の規定をその意味で検証したが（ビルマ連邦共和国憲法は四八年憲法と略称する）。

この七四年憲法は次のよほな構成になつてゐる。

### 前文（Preamble）

### 第一章 國家（The State）

#### 第一章 基本原則（Basic Principles）

#### 第二章 國家構造（The State Structure）

#### 第四章 人民議會（The Peoples Assembly）

#### 第五章 國家評議會（The Council of State）

#### 第六章 閣僚評議會（The Council of Ministers）

#### 第七章 人民裁判官評議會（The Council of People's Justices）

#### 第八章 人民檢察官評議會（The Council of People's Attorney）

#### 第九章 人民監察官評議會（The Council of People's Inspectors）

#### 第十章 人民評議會（The People's Councils）

#### 第十一章 国民の基本的権利と義務（Fundamental Rights and Duties of Citizens）

#### 第十二章 選挙制度（The Electoral System）

#### 第十三章 リコール、辞任および罷免（Recall, Resignation and Replacement）

第十四章 国旗・国章・国謡及び國璽 (The State Flag, The State Seal, The National Anthem and The State Capital)

第十五章 憲法改正 (Amendment of The Constitution)

第十六章 一般事項 (General Provisions)

この憲法規定の順序は一九六二年改定の「ふるわべターリハ憲法」の構成順序に極めて類似する。以下、この憲法  
をもじる問題について考察した。

(一) ミャンマ民族独立運動の歴史についての著書を参照。

- Maung Maung : "Burma and General Ne Win" Printed and published by U Myint Maung, Assistant Director, Regd : No (02405102527), at Religious Affairs Dept. Press, Rangoon, BURMA.
  - Thakin Nu : "Burma under the Japanese" London Macmillan Co. Ltd 1954.
  - Dr. Ba Maw "Breakthrough in Burma Memoir of a Revolution" Yale University Press, 1968. 輸入洋文書「ミャンマの夜明け」昭和四八年 太陽出版社
  - Toyce C. Lebra : Japanese Train Armies in Southeast Asia 1977. Heineman Educational Book (Asia) Ltd.
  - 村田克巳著「東南アジアの解放と日本の遺産」一九七一・一一・一〇 秀英書房発行
  - 鈴木孝著「ミャンマー國一その歴史と回想」昭和五一年六月一日 国際P.H.P研究所発行
  - 泉谷達郎著「ミャンマー独立秘史 その名は南謀略機関」昭和四二年五月十五日 德間書店
  - ハーベ・ウルリッヒ著「ミャンマー地誌・歴史・経済」昭和四九年 創文社発行
  - 大野徹・桐生稔・斎藤照子著「ミャンマーの社会と価値観」昭和五十年 現代アシア出版会
  - 今川瑛一著「ネ・ウェン軍政へのミャンマー」一九七一年 アジト評論社
  - 太田常蔵著「ミャンマーにおける日本軍政史の研究」昭和四一年 吉川弘文館発行
  - ポー・ムウ・フヤ著「トクン・ヤン将軍—ミャンマー独立の立役者」鹿児島大学史学 第十五号
- (2) 日本共産党中央委員会出版局発行「日本共産党の五十年」六五一六七頁参考
- 塩田庄兵衛著 日本共産党・平凡社 政治学辞典 一〇六一頁

高内俊一著「現代日本資本主義論争」一九六九年、三一書房、十八頁

(3) Third Draft of the Constitution of the Socialist Republic of the Union of Burma As Adopted at the Second congress of the Burma Socialist Programme Party. (The Working Peoples Daily)

ビルマ社会主義共和国憲法の条文の日本訳に次のやのがあり参考にした。

- 1 東南アジア調査会発行 東南アジア資料
- 2 奥原唯弘教授「法と秩序」第四卷 第三I号
- 3 西修教授 外交時報資料がある。
  - ・ビルマ連邦憲法については、衆議院法制局、参議院法制局、国立国会図書館調査立法局、内閣法制局の四者の協力によって刊行された「和訳各国憲法集11回 ビルマ連邦憲法」による。

## I 国家の称号について

### (1) ビルマ「連邦」の問題

ビルマ連邦という名称の用い方にについて何故ビルマではないのか、という疑問が生じる。インドネシア共和国やハイリッピン共和国は同じ東南アジアの国家であり、ビルマも同じく、多種族、多言語の国家であるのに、单一名称を用い、連邦という言葉を使用していない。ビルマは、かつての宗主国イギリスが植民地支配をしたビルマをそのまま受けついで国家の領域としている。たしかに、多くの種族を抱えている。だが地政学的にはほぼ独立した領域をなしている。東にマレイン半島に延びるインドネシア山脈、西にペトカイ山脈、アラカン山脈などの山系、北にヒマラヤ山脈、南はインド洋に面し、イラワジ河が中心部を貫通し、サルウインの大河が、インドネシア山系の中を南北に貫通し、独自の領域をなしている。イラワジ河の流域地帯に、旧くは、中国文献にあらわれるピョー族(驃族)の昔からほぼビルマ族が王朝を維持し四辺の山嶽民族を従属させた歴史をもつてゐる。何故、单一ビルマ国ではないのか。これにはイギリスが植民地支配をするに至

つて分割統治政策を採ったことに理由がある。すなわちイギリスはビルマ王国の中核民族であつたビルマ族の執拗な反抗に手を焼いてカレン人やカチン人などの辺境山嶽民族でビルマ・ライフル部隊を編成したり、警察官として取締りにあらせた。シャン人の住居地区のシャン州はイギリスの直轄地として自治を許した。カレンニ州とは条約によつて従属国としていた。カチン人には、伝統的族長支配を認めていた。ビルマ族だけがイギリスの直接支配をうけた。イギリス人の独占する鉄道、船舶、油田、チーク材などの主要会社には、インド人、カレン人シャン人などが多く使われ、ビルマ人は疎外されてきたのである。

一九四七年アウン・サンとアトリリーとの協定に際しイギリスのコモンウェルスの一員として残留するか否かの問題を生じた時、ビルマ族の支配を喜ばなかつたシャン・ステートは独自にコモンウェルズ内にとどまり、イギリスの支配を受けることを望んだ。これらのビルマ族周辺の民族の抵抗のため、アウン・サン将軍は一九四六年十一月のパンロン会議において、山岳丘陵地帯の少数民族との会議を開き、これらの少数民族の代表者たちの全面的支持を獲得しビルマ族と団結する同意を得てイギリスとの折衝にあたつた。アウン・サン将軍の国民的指導者としての手腕の抜群さを証明した事件であった。後年、ビルマ革命委員会の政策宣言である「社会主義へのビルマ方式」の中でパンロン会議におけるアウン・サン将軍の言葉を少数民族の問題の項に述べている。<sup>(1)</sup>

「民族とは、彼等の人種的出生とは関係なく、相互に密接に接触して生活し、共通の利益を持ち、歴史上の喜びや悲しみをわかち合い、一体感を確立した国民に適用される集合名詞である。人種、宗教、言語は重要な要素ではあるけれども、国民を相互に結びつけて民族とし、彼等の心を愛国心とするのはそれは禍福いづれの場合にも共に生きるという、伝統的な欲望と意志だけが為しうるのである。」

パンロン会議におけるアウン・サン将軍の誠意が少数民族を動かした。アウン・サンリニアトリリー協定の一項目の中に、<sup>(2)</sup>

「イギリス議会の代表団とビルマ内閣の代表団がビルマ辺境地域の将来を討議するため、チン、カチン、シャン、カレンの各民族の代表と会議を行う」

という協定があり、イギリス側のビルマから離反するよう裏面工作があつたにも拘らず少数民族はビルマ族に協調して独立し、イギリス植民地支配からの民族解放を行うに至った。

協定にもとづき選挙が行われて成立した制憲議会は、一九四七年九月二四日「ビルマ連邦憲法」を制定した。この憲法においてシャン州、カチン州、カヤ州、カレン州、チン特別地区はそれぞれビルマ連邦の構成単位となつた。但し各州は連邦から分離する権利を有する（二〇一条）。分離権は本憲法の施行の日から十年以内に行使してはならない（二〇二条）という条件を付した。

ビルマが民族革命後、政府に反抗する共産党やカレン人の独立団体との激しい内戦の末、憲法にもとづきビルマ連邦の分裂が始まろうとした時、一九六二年三月二一日のネ・ウイン将軍の軍事クーデターがおこつた。ネ・ウインを議長とする革命委員会は、アウン・サン将軍のパンロン会議決定の遺志を継ぎ、ビルマ周辺山嶽諸民族を包含したビルマ国家の建設を企図した。抵抗するカレン人や共産党と連繫する周辺民族をビルマ国軍は討伐し政治的秩序の回復を図つた。

七四年憲法は少数民族の自治権の特別待遇を認めず、州として各管区と平等の行政区域としてレーニンのいわゆる民主主義的中央集権制を採ることとなつた。

辺境山嶽民族の住民地域に四八年憲法のように自治権を認めるることは結局は旧首長の封建的支配に戻ることになり、そこで最も苦しむ生活を余儀なくされるのは農民たちである。従つて四八年憲法の国会を構成する代議院、民族院という西欧型の上院・下院に相当する二院制を廃し「人民議会」（第四章人民議会四一一六三条）の一院制とし少数民族の特別扱いはしないことにした。そして国の行政区域を下部の最小の政治共同体を村や町とし村と町が集つて郡、郡が集つて州又は管

区として組織した。村一町一州のそれぞれの行政地域の段階に従い、人民評議会（第十章一二九条一一四四条）を設け、民主主義的方式に従つて大衆の意思を吸いあげ、また国の決定は下部へ流されてゆくこととなつた。かくて七四年憲法は民族解放に際してビルマ領域全体を一体としてイギリスから離脱するための宥和策として、またビルマ族のビルマ国家という批難を回避するためにも民族平等を建前として連邦という形式をとつたものといえよう。実質的には单一国家であるといえる。

今や Burma や Burmese だけの Burma ではなく Burman と一括して呼称される国家の建設を期待しているのではなかろうか。すでにテナセリウム地方に多いモン族やアラカン地方のアラカン人などはビルマ人との融合がすすんでいる。少数民族周辺山嶽諸民族との政治的統合を行い政治的一体感を形成するため憲法は、第十四章に国旗、国章、国歌を制定している。国旗には社会主義国に共通な赤色の旗の左隅に労働者を象徴する歯車と農民を象徴する稻穂の組合せがありその周囲に十四の星がとりまく。十四の星は少数民族の七州と中央の七つの管区を表わしている。長い歴史と伝統と誇りを持つ周辺少数民族の尊重を重視しているからであろう。

憲法第二一条は「①国は常に諸民族グループの団結と、かれらの間の相互扶助、および友好と尊敬を育成促進する義務を果さねばならない。②諸民族グループは、法を犯したり、公共の利益に反しない限りにおいて、信仰の自由を持ち、自由にかれらの言語、文字、文化を発展させ、祖先から受け継いだ固有の伝統、習慣を踏襲する権利を有する」と規定して、少数民族の待遇について憲法の基本原則を規定している。また第一〇二条には、「裁判所ではビルマ語を使うが必要なら各民族の言語を使用してもよい。第一五二条「ビルマ語は共通語であるが、他の諸民族の言語を学ぶことができる」と少数民族への配慮がなされている。」このような規定をみるとビルマ連邦がビルマになるには今後相当の年月を要するのではないかだろうか。

ビルマ連邦の連邦が意味するものは従つてドイツ連邦やソヴィエト連邦のような連邦国家とは内容において相違があるといえる。

## (2) 社会主義共和国について

国号のもう一つの疑問は「社会主義共和国」の社会主義である。社会主義共和国憲法と名づけられているが、マルクス・レーニン主義辞典の「社会主義国の憲法」の項にはビルマは除外されている。<sup>(3)</sup>ベトナム社会主義共和国やキューバ社会主義国、ユーゴスラビヤ社会主義連邦共和国など一九八〇年の改正まで掲載されているにも拘らずである。このことはビルマ社会主義がソヴィエトを始めとするマルクス・レーニン主義または科学的社会主義とは異質の修正主義と看做されたからであると思える。

ビルマの七四年憲法第一条は「ビルマは勤労人民の主権、独立の社会主義国家である。国家はビルマ連邦社会主義共和国と称する」

### 第五条「社会主義社会が国家の目標である」

### 第六条「国家の経済制度は社会主義経済制度とする」

### 第八条「わが国において人間の人間による搾取および民族による民族の搾取は存在しない」

第一九条「国は、国内の生産手段を国有化する。協同組合所有として運営さるべきである企業は、協同組合所有財産に転化される」

などと条文は社会主義を目標とし社会主義の概念の重要な要素を含んでいると思える。が何故いわば正統社会主義から区別されているのだろうか。この点につき次のようなことが考えられる。

憲法第七条が「國家機構は社会民主主義を基礎とする」という規定に問題がありはしないかと思える。

一九二八年のコマンテルン第六回大会で採択されたコマンテルン綱領は①社会民主主義とファシズムを労働者支配のためのブルジョアジーの一つの道具として特徴では、②とともに社会民主主義者の「左翼」は、革命的な空文句で大衆を欺まんする「最も危険な一派」だと規定して、③あらゆる色合いの社会民主主義勢力を無条件に攻撃の対象とした。<sup>(4)</sup>

一九二九年のコマンテルン第十回執行委員会総会では「社会ファシズム論」を採用した。この総会で決定されたコマンテルンの任務についてのテーマは、社会民主党をファシズムの特殊な形態としての「社会ファシズム」と規定し、社会民主主義との闘争を強化するなどをすべての支部に義務づけている。社会民主主義の勢力全体をファシズムの共犯者あるいはにない手と規定している。ビルマの社会主義は<sup>(5)</sup>のようにうそとめられていてからではないだろうか。

共産主義と区別されるビルマの社会主義は仏教またはペガダ社会主義などと称されている。何故であろうか。社会主義運動の前衛が共産党でなかつたりが原因なのか、ビルマ社会主義とは何か、この点について「ビルマ社会主義計画党」(The Burma Socialist Programme Party=B.S.P.P.) 及びその哲学について考察する必要がある。

B.S.P.P.について、七四年憲法の条文の中に規定があるので先ず規定された条文をあげよう。

- (1) The Philosophy of The Burma Socialist Programme Party : The System of Correlation of Man and His Environment, The Burma Socialist Programme Party The Union of Burma 17th January 1963.
- (2) 村田克己訳「ビルマ社会主義計画党の概説」大東文化大学東洋研究 四六四一九七七・五・一〇刊行所載 三六一三七頁
- (3) 鈴木孝著「ビルマとふう国—その歴史と回想」昭和五十一年六月一日 国際研究所刊行 一一四頁
- (3) 岡崎次郎編集「現代マルクス・レーニン主義辞典」一九八〇年 社会思想社刊行 八七七一八八〇頁 新美治一「社会主義 国家の憲法」参照
- (4) 村田陽一編訳「コマンテルン資料集 第4卷」大月書店一九八一年刊行 資料51 國際情勢と共産主義インターナショナルの任務について(ホーリー)一九二八年八月一九日 三〇一—三一五頁参考

前掲「日本共産党の五十年」六五頁

(5) 村田陽一編訳「コミニテルン資料集第5巻」一九八二年 大月書店発行 資料12 國際情勢と共産主義インターナショナルの当面の任務について(テーゼ)一九二九・七・一九)七八一九〇頁参照  
前掲「日本共産党の五十年」六五頁

## 二 ビルマ社会主義

### (1) ビルマ社会主義計画党(BSPP)

七四年憲法前文はBSPPの設立について次のように述べている。

「わが国の人々は独立をかちとるために、忍耐と確固たる決意をもつて、民族解放と反帝国主義の闘争を通じ、不屈な愛国心、相互扶助の精神、および犠牲的精神を發揮し民主主義と社会主義を希求してきた。」

独立後、旧国家憲法(四八年憲法)の欠陥、および資本主義的議会制民主主義の悪影響により、封建士候、地主、および資本家の権力と支配力が増強され、社会主義の大義はほとんど忘れ去られていた。

この墮落を阻止し、社会主義を樹立するため、ビルマ連邦革命評議会は歴史的な使命を果す責任を引受け、『社会主義へのビルマ方式』を採択し、またビルマ社会主義計画党(BSPP)を設立した。」

「BSPPは、土着の勤労人民が長い間希求していた平和で豊かな社会主義社会建設を目的として、人民の願望を調査し、かれらと広範かつ徹底した討議を交した末、ビルマ連邦社会主義共和国憲法案を作成した。」

この前文はビルマがイギリスの帝国主義支配からの解放闘争は民主主義と社会主義を切望していたからで、独立後の資本主義的議会制民主主義が社会主義の大義を実現できなかつたため革命を行い、ビルマ連邦革命評議会が社会主義の樹立を

企図した。これがため「社会主義へのビルマ方式」を採択し、B S P P を設立したことを簡明に述べている。そしてこのB S P P についてさらに前文に次のような決意が述べられている。

「われわれは衷心よりB S P P の指導に従う」

「われわれは、平和で豊かな国家建設のため、『社会主義へのビルマ方式』に則つて社会主義経済制度を樹立する。そして人々の中の正義と善意を昂揚するという見地から、人間による人間の搾取および民族による民族搾取を特色とするすべての悪制度に反対する。また同時に無知、後進性、機会欠如のようなハンディキャップに対する無関心を無くす」

「われわれは『社会主義へのビルマ方式』に従い、自分の運命を自分で決めることのできる社会民主主義的秩序を確立する」

この決定からB S P P がビルマ政治の指導集団であり、レーニン的にいえば人民大衆の前衛であることが明らかにされている。そして、自分の運命は自分で決めるという自立路線を明かにしている。この前文を受けて

憲法第十一條は「わが国は單一政党制をとる。B S P P がわが国を指導する唯一の政党である」

なお第十二章選挙制度の規程の中に憲法第一七條「B S P P は、その指導下に設置された大衆、および階級諸組織、ならびに関係選挙区の選挙民と協議の上、かれらの意思を尊重しながら、人民議会、および各級人民評議会選挙の候補者名簿を提出する」

#### 第十章一般条項の章には

第二〇五條「ビルマ社会主義計画党、およびその指導下に設けられた大衆、階級諸団体、ならびに労働人民は、経済計画、年度予算、その他の問題につき、各レベルの国権諸機関に対し提案、勧告を行なうことができる」

このようにB S P Pが唯一の政党で複数の政党の存在を許さず、人民議会や各評議会の候補者はB S P Pが推薦する者に對して贊否が問われる所以である。評議会などの提案勧告も行うことが規定されている。

これらの規程によりB S P Pが政府を構成する母体であることが明らかである。恰かもソヴィエト共産党とソヴィエト政府の關係に近いものを感ずる。事実、B S P Pの幹部が、大統領や国家評議会、閣僚評議会などの諸国家機關のスタッフを形成している。B S P Pがビルマを社会主義國家として建設しようとしている推進母体であることを国家基本法に規定して周知徹底せしめようとしていることが推量できる。

一九六二年三月二一日ウ・ヌー政權の危機に際し、軍部クーデターにより政權を奪取したネ・ウイン將軍を指導者とするビルマ連邦革命委員会は四月三十日「社会主義へのビルマ方式」を発表して國家目標を明示した。その目標を達成するため指導集団として一九六二年七月三十一日設立したのがビルマ社会主義計画党B S P Pである。党の中核は軍人たちであった。

顧みるにビルマが民族解放の反英独立闘争を開始したのは、第三次ビルマーギリス戦争の結果、一八八六年、インドの一州となりイギリスの植民地支配をうけるに至ったその時からである。だが組織的には一九二〇年以降ビルマ仏教青年会議の反英闘争が始まるといつてよい。その後、ウンターヌ運動（愛國者運動）やラングーン大学の植民地教育反対闘争、或いは、デルタ地方に起きたイギリス統治下最大の叛乱サヤ・サンの農民一揆が起きたが、強大なイギリス植民地軍隊の前に屈服せしめられてきた。一九三五年ラングーン大学学生らでタキンをなのる者たちがドバマ・アシアヨン（われらビルマ人協会）を結成し、タキン党として反英運動を展開していく。このタキン党が結局は武装抵抗でなければ成功しないことを覺り、遂に日本軍の協力を引き出し、三十名のタキン党員が日本軍の教育訓練を受けるに至った。この三十人のタキン党員が「ビルマ独立義勇軍（B I A）」を結成し、ビルマからイギリス軍を追放する重大な要因を作った。

従つてビルマ独立義勇軍—ビルマ防衛軍—ビルマ国軍と名称を変えてきたが、この軍隊の本質は政治的なものであった。帝国主義反対闘争のための武装政治集団、政治的軍隊であった。ネ・ウインビルマ国軍司令官の演説<sup>(1)</sup>の中にも單に武器の使用法、戦闘の方法などのいわゆる軍隊の職能教育とならんで、反英独立闘争の意義、民族解放のイデオロギー、国家建設の目標、除隊して後の在郷軍人の政治的役割などの政治教育を徹底して行い、ドバマ（ビルマ人のビルマ）という自立路線自力更生の精神教育を行つてゐる。

ビルマ国軍は政治的軍隊であつたのである。従つて軍人を中心としたB S P P が組織されたことは、軍隊という最も合理的、機能的組織を活用したものであることがわかる。軍隊式指導、軍隊的團結、軍隊的意識統一などが利用される。但し、B S P P は軍隊ではなく政党であり、党内民主主義の実践によつて同意と承認を得てゆくと、う民主制が尊重される。いわゆる民主主義的中央集権制がB S P P の活発な機能によつて実現されることになる。

このB S P P のよるべき社会主義国家建設の原則として、しばしば憲法の中にも出て來た「社会主義へのビルマ方式」または「ビルマ社会主義への道」として日本に紹介されてゐるのは何か、そもそもB S P P はどんな哲学、どんなイデオロギーのよとに「社会主義へのビルマ方式」を行おうとしているのか、以下、ビルマ社会主義計画党の哲学及びその付録第二部として出されたビルマ連邦革命委員会の政策宣言である「社会主義へのビルマ方式」について述べる。

(1) Address delivered by U Ne Win, Chairman of the Burma Socialist Programme Party and Patron of the War Veterans Organization, at the Third Central Body Meeting. 一九八一年七月一九日ヤヤヤンホールで在郷軍人に對する  
ネ・ウインの演説より。

## (2) ビルマ社会主義計画党の哲学<sup>(1)</sup>

ビルマ連邦社会主義共和国憲法（村田）

一九六二年軍部クーデター後、直ちに公表された「ビルマ社会主義計画党の哲学」は独立後、四八年憲法下のウ・ヌーによる社会主義国家建設のプログラムであった。一度は四八年憲法下に選挙管理内閣として国政を担当したネ・ウイン将軍の軍人内閣は、ある程度の政治腐敗の清掃を行つたが、四八年憲法秩序に従つて、任務を終ると内閣をウ・ヌーに移譲した。世界ではこのネ・ウイン内閣出現を軍部クーデターと危惧して見まもつていたが、意外に憲法を遵守してあつさり政権の座を降り、政権に淡々たるネ・ウイン将軍の行動は「軍人は政治にかわらず」の典型としてビルマ国民からも賞讃されたものである。だが、その後のビルマの政治動向はむしろ悪化する傾向にあり、遂に愛国的、政治的軍隊がたちあがつたのである。既に、軍が政権を握つた際、何を、どのように、如何に施策してゆくべきか、については軍部指導者の大筋の見解の一一致があつた。それが「ビルマ社会主義計画党の哲学」として一般に公示されたものである。すなわちビルマ連邦革命委員会により、その第二三回会議で承認され、採用されたビルマ社会主義プログラムの哲学を述べたものである。

「人と環境の相関制度はビルマ連邦の市民達がそれを知り、評価しなければならないと我々が考えるビルマ社会主義計画の道標となるものである。故に党中央組織委員会の決議に基づき書記局がここにそれを発行する」と序文に誌されてい

る。その構成は次の様である。

## 第一部 人と環境の相互関係のシステム

### I 三つの世界

### II 人と社会

### III 人間社会の歴史過程の法則

### IV 勤労者の決定的役割

## V 我々のイデオロギーに対する我々の態度

### 第二部 社会主義へのビルマ方式（革命委員会の政策宣言）

我々の信念——我が政策の基本点——社会主義経済——国家組織——社会主義移行へのプログラム——少数民族の問題——社会奉仕——前進のための組織——国民の責任

この文書は人間と人間をとりまく環境との関係を相互関係のシステムとしてとらえ、その間に起きる矛盾や衝突の調整と協力をどのようにしたらよいか、という思想が説明されている。環境の中でも人間が生活している社会という環境と人間との関係をどうとらえ、どのように考えていくべきかが示されている。その第一章は、我々が自然を見る時、そこに三つの世界、すなわち、物質界 (okasaloka) 動物界 (Sattaloka) 現象界 (Sankharaloka) を見出す。と仏教的世界観から説き起し、この三つの世界全部に関連をもつ人という大前提から出発せねばならぬと述べ、人間の研究から始める。物と心とが相関物として存在し変化している人は、第一に自己中心的動物である。第二に人は利他的、社会的動物でもある特徴を有している。人は彼自身の利益に役立たせんがため社会の利益に奉仕する。人の本能的な自由精神は、彼自身の利益のため彼を刺戟し、彼を奮起させ、彼に束縛から脱出させ、彼の行手にある障害を乗り越えさせる。人間の内部にあるエゴイズムと公共心、障害や抑制から自分を解放せんとする人の意図、努力は、相互に関連して社会の歴史の流れに指標を与える力となつて作用していると述べている。

次に人間社会の歴史の過程の法則の章においては「人間社会の歴史を通して社会の物質生活と精神生活は相関作用といふ自然の法則に沿つて成長してきた。それらは両者とも、現在このように成長しているし、将来においてもそのように成長することだろう。これが人間社会の歴史の法則である。それが歴史の弁証法 (Paticcasamuppada) なのである。そして人間社会の物質生活と精神生活は一体どんなパターンをとりどんな方法で相互に反応しあうのだろうか」と疑問を提起し、

歴史の発展を辿り社会主義社会に及んでくる。

「我々が最大の価値とする正義に基いた社会主義社会は人による人の搾取、抑圧から解放された、繁栄した、豊かな社会である。そこには私的利害の追求はないし、人類の福祉を脅かす階級闘争もない。そこでは人の肉体的健康と精神的幸福が保障されているのである。」そして

「社会主義とは、生産過程の社会的性格と生産手段の社会的所有という、相關物の調和にその基礎を置く経済制度である。社会主義経済は、社会主義の経済原則に従つて計画されている。それらは次のようなものである。

I 全国民の物質的、社会的、また文化的需要に最大限の満足を与えるという基本原則

II 国民経済の、計画的かつ調和ある発展という原則

III 能力に応じて貢献し、働きに応じて配分するという原則

IV 労働生産性の不斷の上昇という原則

V 社会主義的蓄積という原則

VI 科学・技術の進歩に基盤を置く、国民生活水準の持続的向上という原則、それによつて人民は、社会主義の社会、経済制度の成果を十分に享有することができる。」

「社会主義へのビルマ方式は、これら社会主義経済の諸原則によつて指導された方式である。」

このように社会主義について概念を示し次に勤労者の決定的役割において、社会の生命、発展、歴史の創造に最大の原動力となるのは働く人々すなわち、農民、工業労働者、インテリ、知識人らの勤労者階級であることを明にする。そして、他人に自分がして貰いたいことを他人にし、人間の尊厳を基礎にし強欲、嫌惡、誇りといった人間の自然の弱点がほどほどで誠実な人々の結集された力、創意、指導力によつてのみ、社会主義社会が建設できる。そのため立派な人が要

る。指導者の必要性が説かれる。

社会主義者の指導的役割については、「社会主義的な民主的生活様式は、人の個人的利益と社会的利益を調和させる。社会主義的民主制とは、各個人の利益と社会の利益を調和させる一方法である」と述べ、「弁証法的方法は各個人の意思と欲望と社会のそれらとを一致させる方法であり、左右いずれにも偏しない中道路線の適用を意味する。社会主義者がこの弁証法的方法を実行すれば、彼等は大失敗を犯すことなく、道を踏みはずすことから解放されるだろう」と述べている。

中央集権については「社会主義的民主制という語は、個々の人間や集団の意思、創意と社会の中央集権的指導の調和をもその中に含んでいる。進歩を目指す社会では二つの特徴、すなわち、国家に属する中央集権と個人または多数派に属する創意工夫の自由が必要とされる。中央集権がなければ、社会は無政府状態に向うだろう。個人の創意の自由がなければ、社会は機械的になり、その進歩は遅れるだろう。中央集権が安定した国家に必要不可欠であるように、創意の自由は個人や集団に必要であり、奨励されるべきものである。そうなつて始めて、社会は進歩し、繁栄し、豊かになる」。

そして、「人民の意思や創意を奨励するに際し、彼等の精神生活もまた改良されるべきである。我々は健全な道徳は胃袋が満たされている時にのみ可能であるという格言を信じている。社会主義経済のプログラムは、各人の胃の腑を満し、彼の道徳的水準を向上させることによって新しい平和な繁栄した社会を建設せんとするものである」。

「人民の胃の腑を満たす社会主義制度を建設するプログラムは人民の精神生活の改善をも含むものでなければならぬい」、「人が幸福に生活することを可能にするためには、彼の肉体的必要が満されなければならないというのは真理である」と。「衣食足つて礼節を知る」という中国の諺を想起させる文章が記述されている。

「しかし、これだけでは十分でない」という小見出しのもとに、いわゆる「左翼」(left) というものの一方的な考え方を

客観的に批判しなければならないとし、「左翼」の考え方や行動は社会主義の目的を覆えそうとしている。「左翼」は通俗的唯物論という教条的見解をもち、心や知的要因にほとんど注意を払わないよう思える。「左翼」の考え方や物の処理の仕方は、彼等の習慣的な「物質が最も肝要」という偏見や見方の完全なとりこになっている。

その結果、人の意義は無意味とされてしまっている。人の心と知的要素は貶されてしまっている。人間関係における誠実とか、友情とか、道徳とか、社会倫理とかを殆んど考慮しない。その為「左翼」は相互不信という頽廃の中にさえ落ちこんでしまった。左翼の支配は專制的で勤労大衆の全活動は制約され、ロボット化されている。

いわゆる「左翼」のもつ通俗的唯物論は、かくして社会主義の目的とは正反対の方向に向っている。「資本家階級の物の見方も幾分通俗的唯物論に近いものである。我々が採用してきた社会主義的民主制という革命的理念は、資本家の利己的な理念や行動と真っ向から衝突する」。

このように一方で左翼といわれる共産主義者に対し他方で資本主義に対決するという社会民主主義を採ることを明かにし一方に偏せず批判的な目で研究し、受け容れられるものは受け容れ、廃棄すべきものは廃棄する、という姿勢を示し、「我々は厳正に觀察し、研究し、そして我が母国ビルマ連邦の継続にとって、また原住諸民族、農民大衆、工場労働者、勤労インテリゲンチャや知識人から構成される国民全体の福祉にとって、本当の、実際的価値を持つような、内外の進歩的思想、理論、経験から提供される機会をすべて利用するものである。これが我がビルマ社会主義計画党の目的と精神の真のエッセンスである」とこの章を終っている。

そして、第五章において、「我が党は、人と彼の物質的環境との相互関係という哲学を、党のプログラムとそれらの執行の基礎とする。しかし、我々のイデオロギーが完全で最終的なものとは考えていない。いかなる世俗的思想も、社会制度も完全で最終的なものと考えないのが我々の見方である。人が歴史を通して、時代から時代へ社会制度の改良に努力し

てきたように人は将来においてもそうすることを続けるだろう。我々のイデオロギーももっと完全なものとする努力を続けるだろう。

このように絶対的真理、最終的真理を否定し、次のように締めくくっている。

「この宇宙における事物は一時的なものであり、無限の中でどんな一時期も全くあまりに短かすぎる。名前はすべての物が消え去るにつれて忘れられていく。歴史書はそれらが書かれた瞬間にもう時代遅れとなっている。宗教やイデオロギーの創設者も、政治家、將軍、科学者、作家、国王といった世界的名声の所有者も、皆この普遍的無常の法則に従わざるを得ない。彼等はこの地上の他の誰とも同じく生きそして死んでいく。彼等が死ぬ時彼等の背後に彼等の存在のかすかなこだまを残していく。しかし、それは永遠にこだましない。このこだまがその後一萬年聞かれることはまずあるまい。それが十万年のうちには完全に死に絶えてしまうだろうということは、ほぼ確実なことである。結局、何でもが単に相対的真理にしかすぎないのである。

故に我が党の党员たちは、我が党のイデオロギーやプログラムを、修正や変更の必要のない最終的な、完全なものと考えてはならない。我が党のプログラムは相対的真理にしかすぎないのである。しかしながら、人が一生彼の仲間である市民の福祉のため、多数の福祉のため、また同胞のため働くことは、実際、至上の幸福である。『社会主義へのビルマ方式』は、ビルマ連邦の社会にとっての至上の幸福のプログラムである。

我々は、我が党のイデオロギーとプログラムを益々完全なものとするため、絶えず最善をつくすだろう。我々は批判的にそれらを見直すことにより、それらから誤りを洗い落す不斷の努力を続けるだろう。我々は絶えず我々の心をそれらの改善に向けるだろう。こうすることによつてのみ我が党は、ビルマ社会の後世に彼らの遺産として十分価値ある環境を残すことになるだろう」と。

この文章の中には仏教的諸行無常の仏教哲学が沁み通つてゐるよう見受けられる。哀れさやはかなさが感じられる。

このビルマ社会主義計画党の哲学には社会主義諸国によく見受けられるマルクスやレーニンの名が全くあらわれてこない。しかも「左翼」という表現でビルマ共産党の白旗共産党や赤旗共産党を批難している。また、人と人、人と環境の間に相互依存の関係があることを強調している。絶対的真理や教条主義を排撃して相対主義の哲学が説かれている。

### (3) 社会主義へのビルマ方式<sup>(2)</sup>—革命委員会の政策宣言—

ビルマ社会主義のプログラムを受けて、ビルマ連邦革命委員会は「社会主義へのビルマ方式」（又はビルマ社会主義への道）を政策宣言として発表している。

先ず第一に「我々の信念」として、「人が人を搾取し、そのような収奪の果実によつて生活している有毒な経済制度が存在する限り、人が社会悪から解放されることはない。人による人の搾取がなくなり、正義に基づく社会主義経済が建設された時にのみ、それは可能となると考える」。ビルマの諺のように、健全な道徳は空腹状態からはでてこない。社会悪や生活の不安から解放され社会発展が豊かな段階に達したとき、人民はすべて精神においても肉体においても幸福で健康となることができる。

この信念のもとに革命委員会はビルマ連邦の人民と手をたずさえ断固として社会主義のゴールを目指し行進すべき決意を固めることを披露している。

#### 第二に、「政策の基本点」として、

(1) ビルマに特有な自然条件を客観的に研究し評価し、そこから生れる事実上の発見を基にして進歩の方式と手段を發展させる。

- (2) 革命委員会は自己批判を通して自己改善に努め、歴史から左右への偏向の害を学んで、注意深く偏向を避ける。
- (3) どんな状況や困難に逢うとも国民の基本的利益に心をとめ状況に応じて前進に努める。
- (4) 国民の福祉にとり現実的、実際的価値をもつ計画を樹て、実施の方法手段を追求する。そのため、国内外の進歩的思想、理論、経験に学ぶ。

以上のように革命委員会の政策の基本点を示し、第三に社会主義経済について次のように述べる。

「社会主義経済という基本的概念は、公共の福祉に向ってすべての人が共有の仕事に参加することであり、すべての人の充足と満足に向って計画し、そこから生じる利益をわかつ合うことである。社会主義経済は、平和に、繁栄して生活できる。また経済的に安定し、道徳的により良い新社会を、すべての人ため建設することをその目的とする」

従つて人が人を搾取する、利己的経済制度を排し、全国民の物質的、精神的、文化的必要に最大限の満足を与えることを唯一の目的とした、経済を計画する。そのため消費物資を豊富にし生活水準を向上させる。失業を解消し、生計の手段を各人に保障する。社会主義計画を遂行するためには農工業生産、流通、運輸、交通、海外貿易その他の基本的生産手段は国有化する。国有とは国民全体による所有形態を意味し、或は協同組合、協業団体の所有形態であることもある。

社会主義経済に沿つて経済を建設するにあたっては、丈夫な人は誰でも、彼の能力に応じて働くかねばならない。収穫される物質的、文化的価値は、社会生産に従事した各人によって消費された労働の量と質に応じて配分される。と述べている。

最後に平等に対しても注意すべき考え方を述べている。

「わが社会主義社会にあっては、平等主義は不可能である。人は彼等が社会に対して行う奉仕の、それぞれの量と

質において、肉体的にも知的にも平等ではなく、格差はどうしても存在する。しかし社会主義は、同時に、所得格差が妥当なものであり、できるだけそれら格差を狭め正しい措置がとられることを要求する」と。

#### 第四に国家組織については

「社会主義民主国家は社会主義経済の上に築かれる。それを保障する社会主義経済の前衛であり、保管人でもあるのは、第一義的には農民と労働者であるが、中間階層や公共の福祉に対し誠実に、また忠実に働く人々も参加することになるだろう」

と述べ、「国民の支配」と呼ばれる議会制民主主義がビルマで採用されたが、社会主義の発展に貢献しなかつただけでなく欠陥や弱点、法の抜け穴、その濫用と成熟した世論の不在のため、逆に正反対の方向に向うきざしが見えた。社会主義の目的が達成される保証もなかつた。そこで革命委員会は議会制民主主義を排し、社会主義的発展を促進し保証するような民主主義を発展させねばならなかつたことを明かにしている。

#### 第五に「社会主義移行へのプログラム」においては、(a)「意識変革」を強調する。すなわち、

「社会主義経済に向つて前進するにあたつては、我々は先ず第一に我が国民の誤った考えをすべて直さなければならぬ。詐害行為、利潤動機、怠惰な生活、寄生虫主義、怠け癖と利己主義は根絶されねばならない。我々は一人一人が自分の労働によつて自分の生計を立て、自分の仕事に尊厳を見出すのが一般化するよう国民を教育しなければならない」

額に汗して働くことは個人の威厳にかかることだという卑しい考え方をなくすこと。見えをはる為のにせの慈善や社会活動、にせの信心や偽善的宗教心などをなくすべく努力せねばならない。色々な手段方法で、他人につくすことは自身につくすことだという考え方を一般化するように努めなければならないことを強調している。

(b) 「行政機構」については、現存の官僚的行政機構を改め、社会主義的、民主的機構の確固たる基礎を置くよう措置をとる。

(c) 「防衛」については社会主義經濟を防衛する国民軍となるよう發展させる。

(d) 「經濟」ではビルマ連邦が後進農業国であることを自認し国民經濟の第一の基礎となる農業生産の近代化をせねばならない。同時に国の天然資源や能力に見合う工業も發展させなければならぬ、ことを述べ、國民生産力に貢献する民族的私企業＝民族資本家を無視せず、むしろ国家は名譽ある地位を与えるようにしている。民族資本が育たなかつたビルマでは、公正妥当な制約下に民族資本の育成を期待しているようだ。

第六に「少数民族の問題」においては、ビルマ連邦は多くの原住人種集団をかかえている国であるから、あらゆる人種集団の福祉が保障される社会主義經濟が達成されるのは、これら原住人種集団全部の團結が確立された時にのみ可能である。連邦内のすべての人種間の同胞愛と團結に向つて努力するにあたつては、アウン・サン將軍のパンロン会議の精神で（前述）新しい愛国心を育むことを希望している。

第七に「社会奉仕」については、先ず(a)教育について革命委員会は、生活に密着していない教育制度は改変されねばならぬと確信、社会主義的な道徳的価値に基づく教育制度が設立されなければならない。教育にあたつては科学が優先することになるのだろう、と述べている。(b)健康・文化その他といった社会奉仕は社会主義の成功の潮に応じて繁榮するよう邁進する。(c)宗教については自由を認める。

第八に「前進のための組織」において、社会主義の目標に向つて前進するにあたつて、国民大多数を形成する農民や勤労大衆の政治組織を設立し、国民の意識的参加を確保するため、社会主義的な民主教育や民主訓練をするという、いわば、上からの施策を述べている。最後に、「国民の責任」において、革命委員会は、国民を信じ、国民の創造力を信じて

おり、国民が義務と責任を積極的に認識し革命委員会の指導の下に、民族的な革命的革新運動のプログラムを遂行する」とを確信するべく、革命委員会は国民と共に、社会主義目的達成のため、「ビルマ方式による社会主義」に前進しよう、と結んでいる。

- (1) The System of Correlation of Man and his Environment : The Philosophy of The Burma Socialist Programme Party. 村田克己訳「ビルマ社会主義計画党の哲学」大東文化大学東洋研究 第四六号、昭和五一年、三一頁—三八頁参照。
- (2) 右第一部は村田訳、三一頁—三八頁参照。

## II ビルマ社会主義憲法の基本的諸原則

「社会主義へのビルマ方式」によると革命評議会は一九六一年二月一日のクーデター以来、軍部独裁政権を維持し社会主義経済への軌道を敷いてきた。軍政に必ずしも好感を持たぬビルマ民衆の民政移管待望に応えて、ネ・ウイン革命委員会議長は民政移管の方法を模索していたが、遂に一九七一年六月の「ビルマ社会主義計画党」の第一回党大会において、憲法制定のための草案の声明を発表した。かくて九月一五日にはサン・ニ准将を始め七九名の憲法起草委員会が設置された。十月には第一回の委員会議を開催し起草についての基本原則を明らかにし、また憲法草案作成についての国民大衆の意見を聴取、民意反映の方法をきめた。かくて十五の世論調査班が組織され全国各地に公聴会を開き民意の吸収と啓蒙にあたった。この公聴会には十万五千人が参加し、三四五八人が意見を述べたといふ。年末までに一八八三通もの提案が起草委員会に送られてきたといふ。

かくて七一年一月二二日第一次憲法法草案が作成された。十五章11011条からなるこの草案は、その後若干の修正が行なわれ、四月二二日には十六章110条からなる草案の発表となつた。

七三年一月の憲法起草委員会第六回会議は第一次草案を作成した。

七三年七月の第八回委員会議は第二次草案を作成し承認した。七三年十月八日のビルマ社会主義計画党第二回大会はこの第三次草案を承認した。

かくして十一月一日、一六章二〇九条からなる第三次草案が公示され、十二月一五日から三一日間、国民投票が行われた。七三年八月十五日制定された憲法制定のための国民投票法にもとづくものであった。有権者一四七六万三六人のうち一三三一万二八〇一票、すなわち九〇・一九%の賛成票を得て「ビルマ連邦社会主義共和国憲法」が誕生した、二年余にわたる慎重な討議と啓蒙宣伝を行つた結果であつた。<sup>(1)</sup>

ネ・ウイン革命委員会議長及び閣僚や指導者のほとんどは第一次憲法草案の発表とともに形式的にせよ、軍籍を離脱し民間人となり、軍政から民政への道を辿ることとなつた。

この社会主義憲法の出現により十二年間にわたる軍政は形式的にせよ終つたのである。

この憲法の基調となる原則は第二章基本的諸原則として第三条から第一七条に規定している。第一七条の規定によれば「この基本的諸原則は、本憲法及びその他の法律の条文解釈の指針となるものである」。

この憲法が示す基本原則は次の通りである。

国家目標は社会主義社会にある(五条)、国の経済システムは社会主義経済制度である(六条)。国家機構は社会民主主義を基礎とする(七条)ことを明かにしている。社会民主主義の採用が、プロレタリア・ディクターラ国家と違う点であるう。

国の役割は、人間による人間の搾取および一民族グループによる他民族グループの搾取を許さない(八条)。農民と労働者を基盤とする勤労人民の利益を保護し(九条)、青年を肉体的、知的、道徳的発達のすべての面にわたって育成教化せね

ばならない（十条）と綱領的規定が続く。

ビルマ社会主義計画党を指導的役割をもつ唯一の政党である（十一条）ことを明らかにする。国家主権、立法、司法、行政の三権は農民と労働者を基盤とする総ての民族グループよりなる人民に存する。即ち人民主権を規定し、投票権をもつ人民から選出された人民議会が人民により付与された主権を行使する。またこの憲法に従ってそれを国権の諸機関に委任することを規定する（十二条）。人民議会は単独で立法権を行使し行政及び司法権をこの憲法により設置された中央および地方の国権機関に付与する（十三条）。各レベルの中央および地方の国権諸機関は相互に報告書を作成し、援助し合い、希望を受け入れ、尊重し、集団指導、集団決議および同決議の遵守を行い、下級機関は上級機関の決定および命令を遵守する一方上級機関は下級機関の意見を尊重するなど社会民主主義の慣習に従って活動する（十四条）。

各レベルの中央・地方の国権諸機関に人民代表を選出または選出される権利が国民の権利として認められた人民代表のリコールの権利があること（十五条）、人民代表はその仕事について選挙民に報告すると共に人民の希望を確認せねばならぬ（十六条）ことを義務づけている。

地方の労働人民は地域の問題解決に参加しその地域内でできるだけ問題を解決すべきでその権利と義務が与えられる（十七条）。

国は天然資源や国土の原所有者で国は人民のため天然資源の開発・活用を行う責任を有している（十八条）。生産手段の国有化、協同組合所有（十九条）、などの社会主義経済制度を阻害しない民有企業の許可があることを認める（二十条）。

少数民族との団結、相互扶助、友好と尊敬の育成促進、かれらの信仰の自由と言語・文字・文化・伝統・習慣の自由を公共の福祉に反しない限り認め（二一条）、少数民族宥和の方針を規定している。

国民の自由と権利については第二二条から二五条に規定する。法の下の平等、平等の機会を有する権利、身体的、精神

的労働と努力に比例する報酬を受ける権利、法に従つて相続する権利、刑法不溯及の原則、人間の尊厳を傷つけるいかなる罰も加えられない、ことが規定される。

最後に第二六条は自主的外交政策と平和共存の諸原理を遵守することを規定している。

これらの基本原則の規定は綱領的プログラム的規定が多い。かつてスターリンは綱領と憲法の相違について、両者の間には本質的相違があることを述べている。綱領はまだ存在しないもの、将来達成し獲得しなければならないことについて定式化する。これとは逆に憲法はすでにあるもの、いま現在すでに達成され獲得したものについて定式化せねばならない。ソヴィエトの運動の最後の目標、すなわち完全な共産主義社会の実現を憲法に指示することは正しいことではない。

それらは憲法ではなく別 の方法と別の文書ですべきである。このようなスターリンの見解はブルジョア型憲法のプログラム規定的要素をソ連邦の憲法から排除し、その法的実効性を確保することにあつたようである。

しかし、スターリンのテーゼに反して多くの社会主義国家の憲法は国家の歴史をふまえ発展方向を指示するものが多 い。その際それらの綱領的規定は狭義の意味では法規範とはいえないが、その拘束力は、すべての国家機関、社会団体、個人の活動も憲法の綱領的規定の指示・目的・課題に適合しているかどうかの規準でその正当性を判断され、適合的で はない場合には国家の名において是正・排除・取消し等の適当な措置がとられることによつて担保されているといえる。<sup>(2)</sup> ビルマの憲法にもこの考えは適合するようである。

(1) 奥原唯弘 前掲資料 西修 前掲資料参照。

(2) 前掲「マルクス・レーニン主義辞典」八七九頁 新見治一氏の解説を参考。

#### 四 国家構造

憲法の第三章から第九章までは国権機関の任務と機能を規定している。第十章は各州・管区・郡・町村など、いわば地方議会と地方行政機関を兼ねたような「人民評議会」について規定している。

国権の最高機関は「人民議会」である。人民に代って国家主権を代行する（四一条）。国の立法権は人民議会のみに与えられる（四四条）。

人民議会から選出された者で「国家評議会」が設置される。国家評議会は、人民議会の可決した諸法・規則・決議に従つて中央、地方の国家諸機関、および公共事業諸機関の任務に対する指示・監督・調整を行う機関である（三三条、七九条）。国家評議会の議長はビルマ連邦の大統領であり（六六条）、国家を代表する。国家評議会は人民議会に対し責任を負う。

人民議会によって決定された任務の実行機関として中央に次のような国家諸機関が設けられる（三四条）。

- 1 閣僚評議会
- 2 人民裁判官評議会
- 3 人民検察官評議会
- 4 人民監察官評議会

各州・管区・郡・区または村などの地方には、各レベル毎に「人民評議会」が設けられる（三五条）。人民評議会には、執行委員会、裁判官委員会および監察委員会（但し区・村にはない）が設置される（三六条）。

閣僚評議会は国の最高の行政機関である（八三条）、構成員の中から首相を選出する（八二条）。閣僚評議会のメンバーは国

家評議会が提出した人民議会のメンバーから選ばれる（八二条）。

人民裁判官評議会は国家の最高の司法機関である（一〇三条）、メンバーは国家評議会が提出した人民議会のメンバーから選ばれる（九五条）、軍事裁判は人民軍のための裁判官集団機関により執行される（九九条）。

人民検察官評議会は社会主義制度を擁護し労働人民の権利、特權を擁護する。法に定められた職務を履行する（一一一条）。このメンバーも国家評議会が提出した人民議会のメンバーから選ばれる。

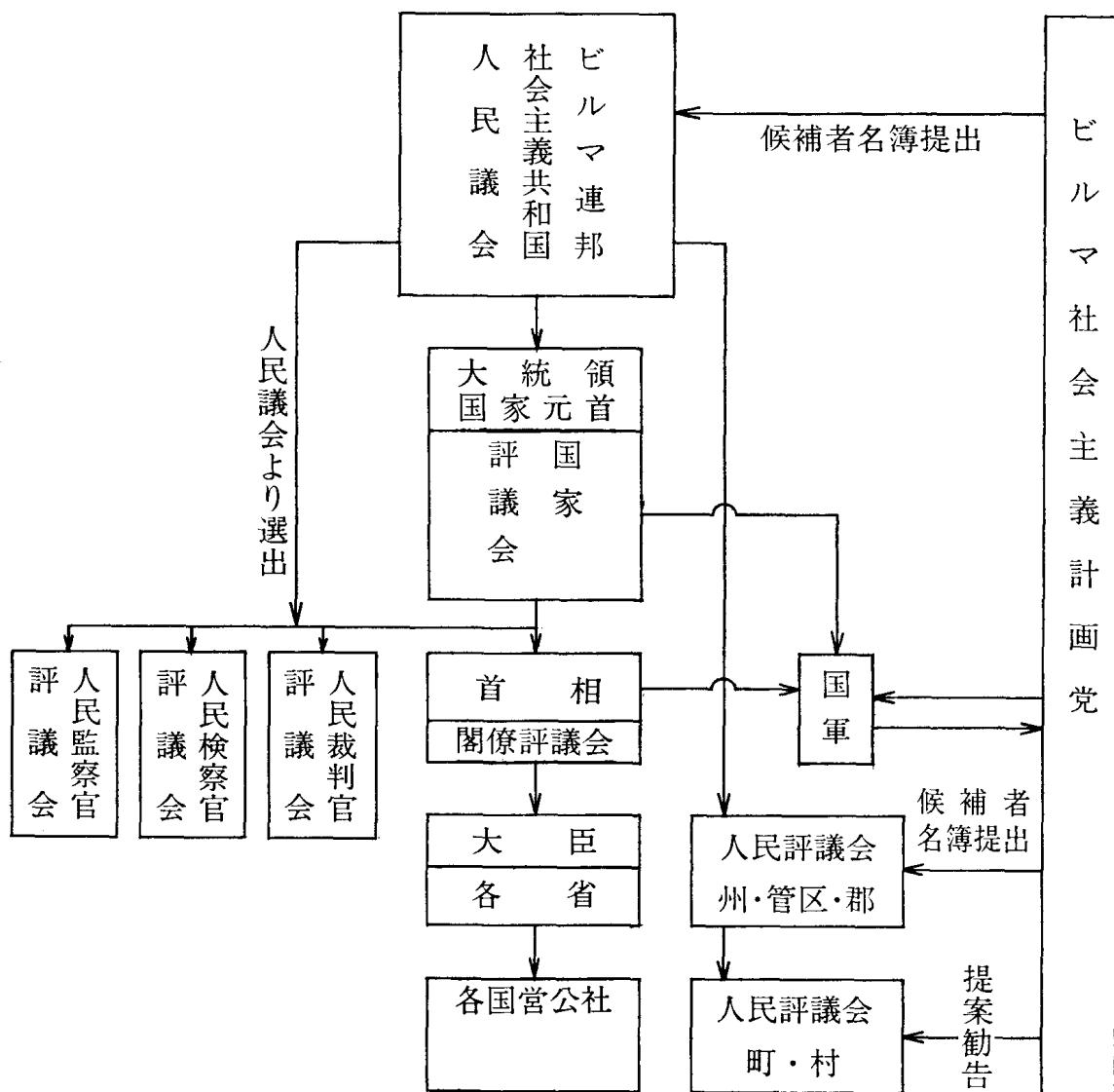
人民監察官評議会は公共事業の監査の最高機関である（一一九条）。人民監察官評議会は、国権の地方機関、諸省、公共交通サービス機関、および法で監察の対象に定められたその他の諸機関の活動が公共のために有益かどうかを定めるために調査を行うものである（一二一条）。この委員も国家評議会が人民議会に提出する人民議会のメンバーから選ばれる（一一八条）。

人民評議会は各地域の選挙人により秘密投票で直接選出された人民代表を以って構成される（一二九条）。国家の地方機関であり、経済的・社会的施策および公共行政、法の執行地域の治安、防衛、法と秩序の維持、経済計画の作成実施、開発事業、など地域住民に密着した職務を行う（一三一条）。地方の重要諸問題、ならびに公共のためになる勧告を下級から上級さらに国家評議会へと段階を追つて上呈して行くことができる（一四四条）。

国家機関の編成、活動は民主的中央集権主義の体制をとっている。  
ビルマ連邦の国家機関を図表化すると附図のようになろう。

この国家機構はソ連の最高国家機関のあり方に極めて類似している。ただ最高検に似た人民検察官評議会と会計検査院に似た人民監察官委員会を人民議会から選出している点が特異な点であろう。図表にあらわれていないが、国家評議会と閣僚評議会から委員が選ばれ「国家防衛治安委員会」が設けられる（憲法五四条）。また、全國家機関への監視機関として

附図 ビルマ連邦社会主義共和国国家機関



(注) 1977年11月現在（桐生稔著「ビルマ式社会主義」より）

1. B S P P 中央委員会 180名（うち現役軍人88名）議長ネ・ワイン  
党員163, 724名、党員候補572, 353名
2. 国家評議会議長 大統領ネ・ワイン（現在サン・ニ）  
人民議会から選出29名（軍籍序列高位者と各州代表）
3. 国軍参謀総長は国防相を兼務、陸軍 153,000人、海軍 9,000人、空軍7,500人、  
9地方軍+4個師団

国家情報局が設けられている。<sup>(1)</sup>

(1) 桐生稔著「ビルマ式社会主義」一九七九年 教育社発行 六三一六七頁参照。

## 五 国民の基本的権利と義務

国民の基本的権利と義務については、第十一章に一四五条から一七二一条まで規定されている。それは第二章の基本原則をうけている。

四八年憲法が、かつての宗主国イギリスの影響を受けていながら反して、七四年憲法は社会主義憲法である。前文にも規定してあるが、「われわれはこの憲法により与えられた民主的諸権利、個人的諸権利、および自由を享受しつつ、國家および社会主義の大義のためにすべての義務と責任を効果的に遂行する」のである。国民の基本的権利や自由は国家によって与えられたものであることが明らかにされている。英米法に見うけられるような国家を超えた自然法にもとづく自然権としての国民の基本的人権ではない。従って「すべての国民は、本憲法により与えられる諸権利を全面的に享受する」（一六三条）ことができるが、一六六条は、「すべての国民は、その権利と自由の行使に際し、次の何れをも侵害してはならない。①国家の主権と安全、②本憲法に規定された社会主義制度の基本的要素。③民族諸グループ内の団結と連帶。④公共の安寧。⑤公共道徳」と規定。さらに一六七条は、「国家の主権と安全、本憲法に規定された社会主義制度の基本的要素、民族諸グループ内の団結と連帶、公共の安寧、および公衆道徳が侵害されないため、国民の権利と自由に対し必要な制限を課する法を、予防措置として、制定することができる」と念を押した規定がある。

このように法律の定めるところにより国民の基本権が保障される。従って法の範囲内の基本権である。法律の留保付の基本権である。すなわち「社会主義経済の枠内で国家が許している職業の自由を選ぶ権利を有する。法に従い国内の何

處であれ、定住し、居住する権利を有する」(一四八条)。

「すべての労働する国民は、①休息とレクリエーションをとり、②法の定めた通りの、一定労働時間と休暇をとる権利を有する」(一五〇条)。

「すべて国民は科学的研究を自由に行ない美術、文学その他の文化部門の進歩と近代化を考えて創造性と独創性のために努める権利を有する。すべての国民は、己れの言語文字を自由に使用し、己れの習慣、文化、伝統に従いその信ずる宗教を奉ずる権利を有する」(一五三条)。「しかしこの権利の行使は、全連邦の基本的要求である民族連帶と社会主義社会秩序を犯してはならない。また民族グループの統一、連帶、国家治安、ならびに社会主義・社会秩序を乱す行為は禁ずる。この禁を犯す者は、法に基づく処罰を受ける」(一五三条後段)。

「すべての国民は、思想の自由、良心の自由、宗教の自由を有する」(一五六条前後)。「だがこの自由と権利にも拘らず、国は労働人民、ないし法と秩序のため法を制定することができる。宗教と宗教団体は政治目的に利用できない。そのための法を制定する」(一五六条後段)。

「演説の自由、執筆の自由、出版の自由は、労働人民と社会主義の利益に反するものであつてはならない」(一五七条)。「法に基き許された政治的、社会的、階級的、大衆諸団体に自由に参加し、結社の自由、集会の自由、行進の自由を享受する権利を有する」(一五七条)。

このように①社会主義国家建設と②ビルマ族とビルマ周辺の山嶽諸民族グループとの統一と団結を阻害するような国民の基本権は制約されることを規定している。

特に制限規程が付してないものもある。法の前の平等(一四七条)、職場の事故による負傷、廃疾、病氣ないし老齢に対する特典の享受(一五一一条)、教育を受ける権利(一五二条)、女性の男性との平等権(一五四条)、選挙権、被選挙権および

リコールの権利（一五五条）、身体の自由の保証、住居、財産、通信の安全などの法の保護（一六〇条）、正当な所得、貯蓄、財産、住宅、社会主義経済機構の枠内で所有を許可された生産手段、及び法で許可されたその他の所有物に対する法の保護（一六一条）、不満、苦情を提訴する権利（一六四条）、公務員の権利乱用や侵害を告訴し、補償を求める権利の保証（一六五条）などがある。

これらの権利が、国家から与えられ、国家によって保護されるのは、第一にビルマ連邦がビルマ領域に生存する諸民族の統一と団結を促進するためであり、第二に、社会主義社会も建設するため国民に与えられた権利である。従って、この権利は必然的に義務を伴う。権利であると共に義務もある。憲法第一六八条は「すべて国民は、本憲法の条項、ならびに社会主義社会建設のために作られた法律、規則および地方の伝統を遵守し、国家が国民に課した任務を有効に履行する義務を有する」という規定は権利が義務に転化することを示している。引続き、

「すべて国民は、国有化財産、隣保組織および公共財産を保護し、社会主義資本蓄積、国防力強化、能力に応じた国民生活水準の向上に努力する義務を有する」（一六九条）。

「すべて国民はビルマ連邦社会主義共和国の独立、主権、領土保全を擁護する義務を有する。これは崇高な義務である」（一七〇条）。

「すべて国民は、法に従い、(1) 軍事教練を受け、(2) 国防のため軍役につかねばならない」（一七一条）。

「すべて国民は、法の規定に従い、納税する義務を有する」（一七二条）。

「すべて国民は国が法で義務と定めた基礎教育を受けねばならない」（一五二条二項）。

などの義務の規定がある。

社会主義的基本権は「個人の社会からの分離、すなわち国家から自由な私的領域の法的確保ではなく、国家と社会への

意識的組込み、と国家社会のプロセスへの積極参加が個人の発展の内容、すなわち基本権の内容となる。社会主义社会や国家を形成する権利が国民の基本権の内容をなす、従つて社会主義的民主制に反して乱用されえないものである。何人にも、この権利を同国民の不利になるような利用の可能性が与えられていない。従つて基本権は基本義務と一体のものとなるのである<sup>(1)</sup>。

国民の基本権として以上の外に選挙権、被選挙権などについて第十二章「選挙制度」の章で一七三条から一八六条にわたり規定、リコールなどの権利については第十三章に三ヶ条を規定している。

民族的政治的統合、ナショナリズムの昂揚のためには第十四章に「国旗、國家、国章および首都」と題して規定している。「人民議会は国歌を定める。新国歌が人民議会により定められるまで、現行国歌を使い続ける」（一九二一条）となつてゐる。現行国歌は、ビルマ独立民族解放闘争の主力推進力となつたドバマ・アシアヨン・タキン党が、第二次大戦の戦前戦中戦後を通じて歌ってきた「ドバマ（われらビルマ人）」の歌が今日も唱い続けられている。

(1) 小林宏晨著「自由民主主義の理解と社会主義の理解」外交時報 四三巻 七八年 NO 4号参照